

意見対象項目(該当箇所)				意見
部	章	該当ページ	該当する記載	
第1部	1章	17-18ページ	(2) 予算施策等を活用した支援の在り方	<p>-今後の社会、特に、Society 5.0の発展に伴って高速インターネットはなくてはならない情報基盤であり、現行の電話に由来する交付金制度が想定していた環境を著しく超えていることから、条件不利地域に於いては、新しい支援の仕組みが必要である。</p> <p>-さらに新しい支援の仕組みを考えるにあたり、条件不利地域に於いては、小規模のケーブルテレビ事業者や小規模のインターネット・サービスプロバイダーによってインターネットが支えられていることが多いため、これらの事業者を生かし、地方の活性化に役立てるような新しい支援の仕組みを求めたい。</p> <p>-さらに、新しい支援の仕組みを考える際、家庭内のWiFiに繋がっている固定回線がモバイル通信のオフロードの役割を担っていたり、携帯端末のアップデートの通信を担っていることから、固定回線は、モバイル回線に対して補完的でもある。このことから、電波利用料などの制度からの負担も考える必要がある。</p>

	21-22ページ	支援対象主体について 適格事業者に対する要件について	<p>-条件不利地域でブロードバンドサービスを行なっている事業者はその敷設・維持管理・設備更新に安定的なサービス提供の為、国から技術的ノウハウやベストプラクティスの提供、交付金、その他の財政的支援を受けべきである。</p> <p>-条件不利地域の事業者は、その事業自体が小さく、また社会的な責任もあり、自治体に関与していることも多い。なので、経営効率だけを指標にして、事業を進められない。また、それらの事業者に事業を細かく地域・事業別損益の算出や詳細な会計処理を求めるのは、人的にもノウハウ的にも難しい部分もあり、大企業と同じように制度設計の負担を交付金その他の財政支援の条件とすべきではない。</p>
	25ページ	当面の対応の方向性	<p>-報告書に書かれているように条件不利地域におけるブロードバンド基盤の維持は喫緊に解決すべき課題であり、少子高齢化のスピードも早く、自然災害に見舞われることが多いこれらの地域の安心・安全が、遠隔医療や遠隔教育など、情報基盤によって守られて行くことを念頭に置くべきである。</p>

	136-13 8ページ	(4) ネットワークへの持続的な投資を確保するための仕組み	<p>-地方のISPは、人的、財政的逼迫から、上位ISPにブラ下がる下位ISPとしての立場を取らねばならず、本来であれば、同じ負担や便益を享受すべきところが、思い通りにならない現状がある。しかしながら、ブロードバンドサービスは全ての国民に行き渡らせる必要があるため、その能力に応じた負担と負担を超える部分については、行政による負担を考えるべきである。</p> <p>-さらに、昨今、多発する自然災害に対してインターネットが果たすべき役割を考えると地方の情報基盤の強靱化に対しての政府の支援は欠かせないものである。</p> <p>支援の中には、地域IXやCDNの活用も重要であるが、都市から地方へのトランジットへの援助や地方ISPへのインフラ構築・更新支援など、あらゆる可能性を聖域なく考えるべきである。</p>
--	----------------	-------------------------------	---